



公正で透明な市場の確立に向けて —証券取引等監視委員会の活動—

証券取引等監視委員会
委員 福田真也

主な内容

I 証券取引に対する監視の必要性

1. 証券取引の発展と不公正な証券取引
2. 証券取引等に対する規制

II 証券取引等監視委員会の活動

1. 沿革
2. 組織
3. 人員
4. 不公正取引に対する処置

III インサイダー取引規制について

IV 最近の違反事例について

I 証券取引に対する監視の必要性

1. 証券取引の発展と不公正な証券取引

1) 間接金融から直接金融へ

- ・貯蓄から投資へ
- ・直接金融は間接金融のような担保がなく無担保、従って対象企業の企業内容が問題となる

2) 直接金融に必要な制度

①企業内容の開示制度

(参考参照、会計基準の制定、公認会計士・監査法人による監査制度も必要)

- ②株式等の有価証券の売買のための市場(証券取引所)と、売買を仲介する業者(証券会社)
- ③株式の売買の受渡し及び清算制度(保管振替機構、日本証券クリアリング機構)、信用取引のための制度(証券金融会社)
- ④投資家から資金を集める制度(投資信託、ヘッジファンド)及びそれらに対し投資のアドバイスを
する投資顧問会社制度

2. 証券取引等に対する規制

1) 金融商品取引法(証券取引法)の制定

2) 証券会社等に対する規制(届出制)

①自己資本規制比率(120%)

②顧客資産の分別管理

③顧客適合性

④不招請勧誘(FX業者)

3) 証券取引に対する規制

①株券受渡し、売買代金決済ルール

②信用取引

- ③空売り規制
- ④大量保有報告書
- ⑤公開買付制度

4) 不公正取引の規制

主な不公正取引等

- ・相場操縦
- ・偽計
- ・見せ玉
- ・インサイダー取引(平成元年4月から)
- ・有価証券報告書等の虚偽記載

5) 証券取引等監視委員会の創設

証券会社による損失補填等の証券不祥事を契機に証券会社等の監督と検査を分離、検査担当する証券取引等監視委員会が創設された（現在の証券会社等の監督は、金融庁監督局が実施）

権限（現在）

- ・不公正取引の摘発（犯則事件、課徴金制度）
- ・証券会社、FX業者等金融商品取引業者の検査

Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動

1. 沿革(平成4年7月大蔵省内に創設、現在は金融庁内に設置)
2. 組織(委員会、事務局(5課)、地方組織は財務局の証券取引等監視官部門)
 - ・総務課
 - ・市場分析審査課(取引審査、市場監視、市場動向分析)
 - ・証券検査課(金融商品取引業者等の検査)

- ・課徴金・開示検査課（課徴金調査を行い納付命令を、また開示検査を行い訂正命令を出すよう勧告）
- ・特別調査課（犯則事件の調査・告発）

3. 人員（定員）

委員長、委員2名 事務局 674名

（委員会374名、財務局300名）

- ・弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、コンピュータ専門家、証券会社出身者等、金融商品業務等について専門的知識を持っている専門家等で構成されている

4. 不公正取引に対する処置

- 犯則事件として検察庁に刑事告発
- 課徴金事件として、内閣総理大臣等に、違反者に対し行政処分として課徴金支払命令を発出するよう勧告（課徴金制度は平成17年4月から）
- 金融商品取引業者等に対し業務停止、改善命令等の行政処分を行うよう金融庁長官に勧告（ファンド等が検査対象に追加された）

Ⅲ インサイダー取引規制について

1. インサイダー取引規制の内容

「重要事実を知った会社関係者等及び情報受領者は、重要事実が公表される前に当該会社の株式等の売買を行ってはならない」

2. 要件

- ・会社関係者等、情報受領者
- ・重要事実(会社の決定事実、発生事実、決算情報等)
- ・公表(TDNET等)

3. 上記とは別に、公開買付についてのインサイダー取引規制もある(公開買付については公開買付者がその旨を公表する)

4. インサイダー取引の調査

- ・証券取引等監視委員会、証券取引所が調査(重要事実が公表された銘柄について、証券取引所における売買を一定期間遡ってタイミング良く売買している売買を抽出し、会社関係者等が売買していないか調査している)
- ・インサイダー取引が行われているとの情報が寄せられた場合も、同様に調査する

IV 最近の違反事例

1. 相場操縦

- ・早稲田大学マネーゲーム愛好会OBの株価操縦事件(デイトレーダー、ネット取引、見せ玉)【犯則事件】
- ・ユニオンホールディングス株の同社代表取締役等による株価操縦【犯則事件】

2. インサイダー取引違反

- ・ジェイブリッジ株のインサイダー取引(海外の会社を使った違反行為)【犯則事件】

- ・オリエンタル白石（建設業）の従業員のインサイダー取引（民事再生法申請についての従業員宛のメールの先日誤送信）【課徴金事件】
- ・野村証券社員から公開買付情報入手した友人である公認会計士のインサイダー取引【課徴金事件】

3. 虚偽記載

- ・プロデュースの有価証券報告書等の虚偽記載
（上場前から虚偽記載、監査した公認会計士は共犯）

4. 金融商品取引業者の違反行為

- ・BNP・パリバ(特定の銘柄の相場を固定する行為等で、行政処分等の措置を講ずるよう金融庁長官等に勧告)

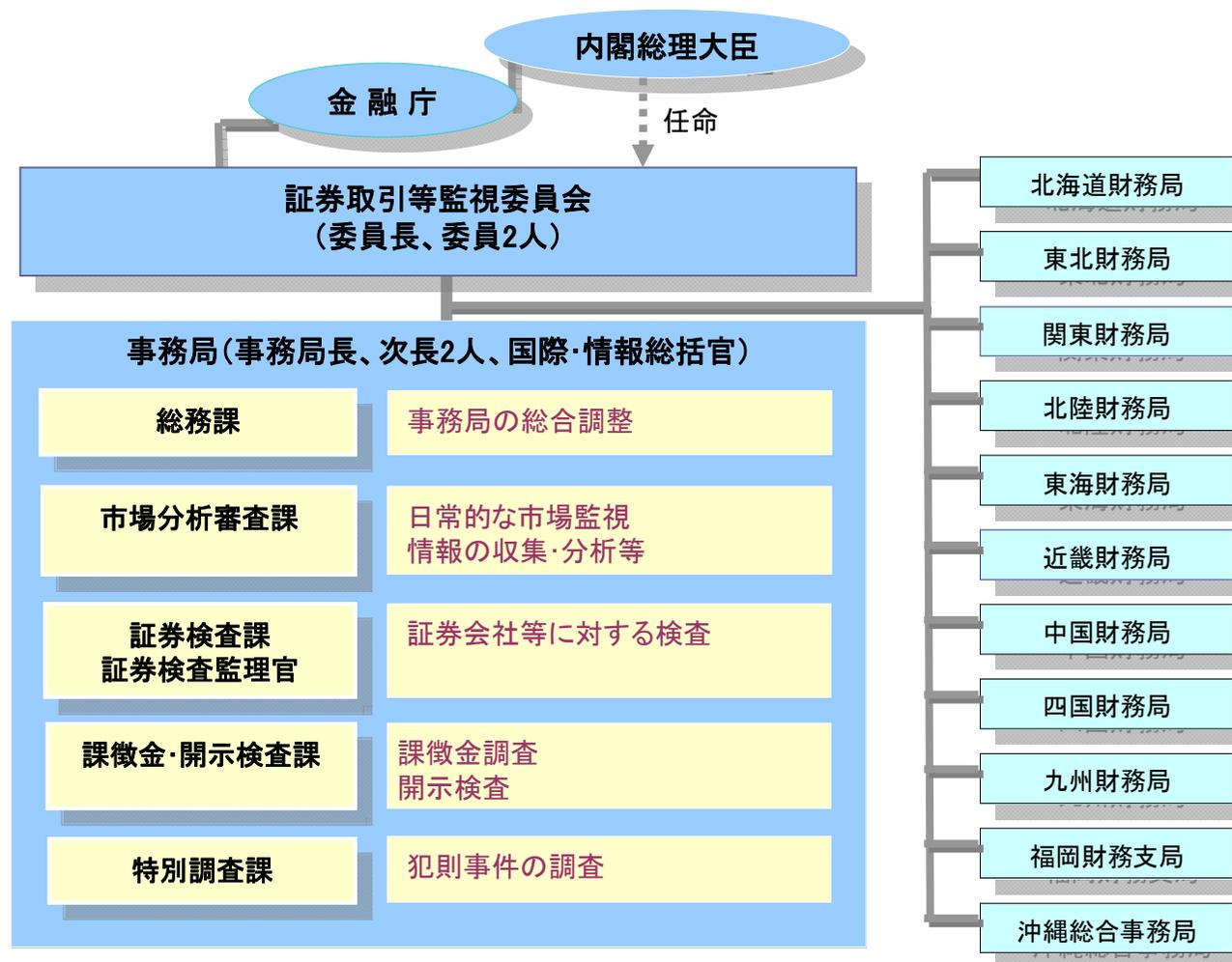
(参考1)

主な開示書類

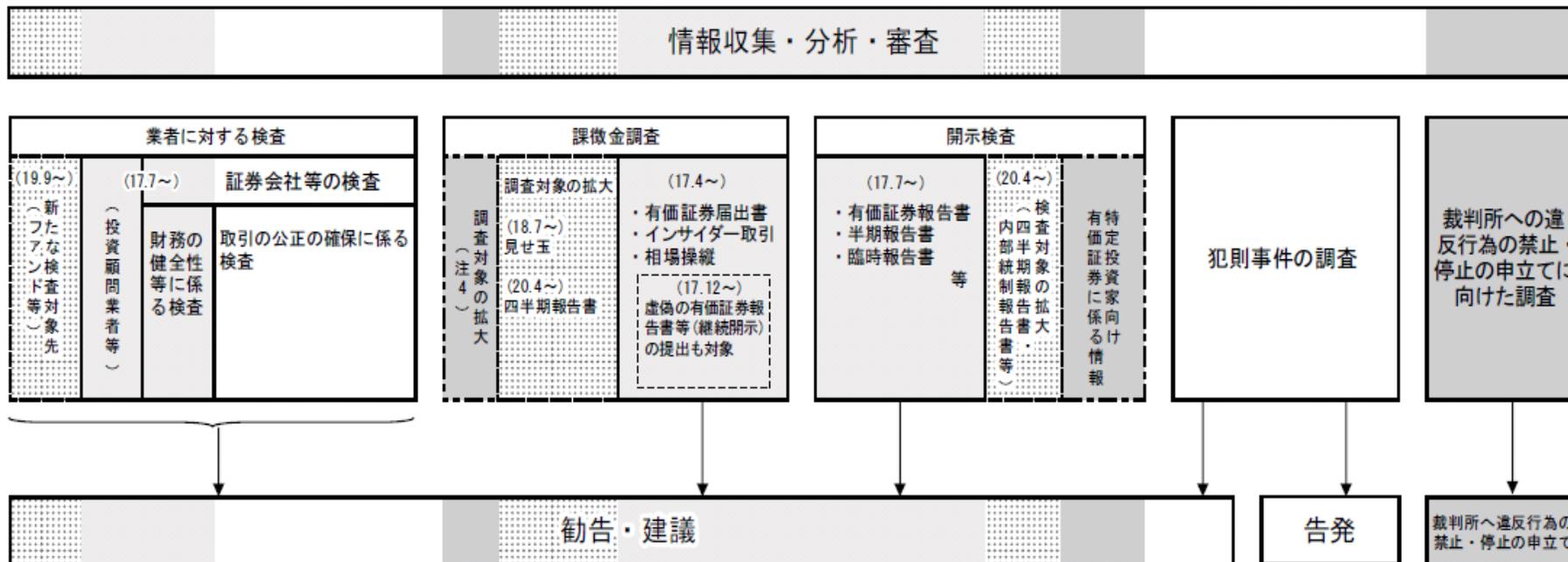
- 継続開示: 有価証券報告書、四半期報告書、
（半期報告書）、臨時報告書、内部統制報告書
- 発行開示: 有価証券届出書、発行登録書
- 証券取引所での開示: 決算短信、適時開示書
類
- 会社以外からの開示: 公開買付者からの公開
買付届出書、大株主からの大量保有報告書

(参考2)

組織



(参考3) 証券監視委の機能強化



- (注1) 点線部分「金融商品取引法」の施行に伴い検査・調査の対象となった部分。
 (注2) 四半期報告書、内部統制報告書及び確認書は、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用。
 (注3) 斜線部分「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い検査・調査等の対象となった部分。
 (注4) 拡大した調査対象の内容は以下のとおり。
- ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
 - ・相場操縦のうち仮装売買・馴合売買・安定操作取引。
 - ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。
 - ・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。